

記入例

【1】収入の減少がコロナウイルス感染症の影響である場合✓を記入して下さい。収入の減少がコロナウイルス感染症の影響ではない場合、本給付金の対象とはなりません。

【2】申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した全ての方の状況を記載して下さい

【令和4年1月以降の任意の1か月の収入により申請する場合】
 【3】④欄には、収入の減少のあった月を、⑤欄には、その月の収入を、⑥欄には、D×12の額を記載して下さい。
 【4】下表から、①欄の人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、この額を⑦欄に記入して下さい。
 【6】非課税相当額収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが低ければ支給対象(収入で申請する場合、2枚目は

【7】記載例②の場合、非課税相当額収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが高いため、所得による申請となります

別紙 簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変者】

○「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック(✓)してください。
 私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した者全てについて記入してください。

氏名 (フリガナ)	左欄の者が扶養する者の数	令和4年度住民税課税状況	障害者控除等の適用	収入の減少のあった年月	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 D×12	非課税相当収入限度額
					給与収入	事業収入又は不動産収入	年金収入		
1 ○○ ○○	1 人	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年1月	100,000 円	0 円	0 円	1,200,000 円	1,378,000 円
2 ○○ ○○	0 人	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年1月	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
3 ○○ ○○	0 人	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年1月	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
4 ○○ ○○	0 人	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年1月	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
5 ○○ ○○	0 人	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年1月	100,000 円	0 円	0 円	1,200,000 円	1,378,000 円

(記入上の注意)
 ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
 ② 「住民税課税状況」欄には、各年度の該当する項目にチェック✓してください。
 ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック✓してください。
 ④ 「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和4年1月以降の任意の1か月の月を記入して下さい。
 ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月以降の任意の1か月の収入を記入して下さい。
 ※令和4年度住民税確定後は、令和3年1月から12月の任意の1か月の収入による申請はできません。令和4年度住民税非課税世帯のうち、本給付金の支給を受けていない世帯については、令和4年度住民税非課税世帯に対する給付として、令和4年6月1日時点で住民登録のある市町村から確認書等が送付されます。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。
 ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
 ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	209.7万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	249.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.4万円未満

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

【4】

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

【1】収入により申請する場合は記入不要

【8】⑦欄の年間収入見込額を転記してください

【9】各欄に該当する控除額を記入して下さい

【10】下表の非課税限度額早見表から、扶養人数に応じて、該当する金額を記入してください。

【11】年間所得見込額を計算してください
 年間所得見込額 = 年間収入 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金控除)

⑪の額が⑫の額を下回れば支給対象となります

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

氏名	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税所得限度額】
	年間収入見込額	給与所得控除額	事業収入等の経費	公的年金等控除	年間所得見込額	非課税所得限度額
記載例① (収入で申請)	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
1	【-】					
2	記載不要 (空欄)					
3						
4						
記載例② (所得で申請)	【8】	【9】			【11】	
5	1,200,000	850,000			350,000	380,000

比較

(記入上の注意)

- ⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑦欄)の額を転記して下さい。
 - ⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。
 - ①A×12の額(給与収入分)が162.5万円以下 → 55万円
 - ②A×12の額(給与収入分)が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% - 10万円
 - ③A×12の額(給与収入分)が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30% + 8万円
 - ④A×12の額(給与収入分)が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20% + 44万円
 - ⑨「事業収入等の経費」
 - ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
 - ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。
 - ⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。
 - (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円
 - (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円
 - ⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

$$\text{⑪ 年間所得見込額} = \text{⑥ 年間収入見込額} - (\text{⑧ 給与所得控除額} + \text{⑨ 事業収入等の経費} + \text{⑩ 公的年金等控除})$$
 - ⑫「非課税所得限度額」には、⑪欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。
- ※限度額は下の早見表から、⑪欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
 ※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

【10】

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用